資料３－２

３か年総括報告書

我が国が目指す
デジタルアーカイブ社会の実現に向けて
-概要（案）-

令和2年8月

デジタルアーカイブジャパン推進委員会／実務者検討委員会

この報告書は、クリエイティブ・コモンズ 表示 4.0 国際ライセンスの下に提供されています。

序章

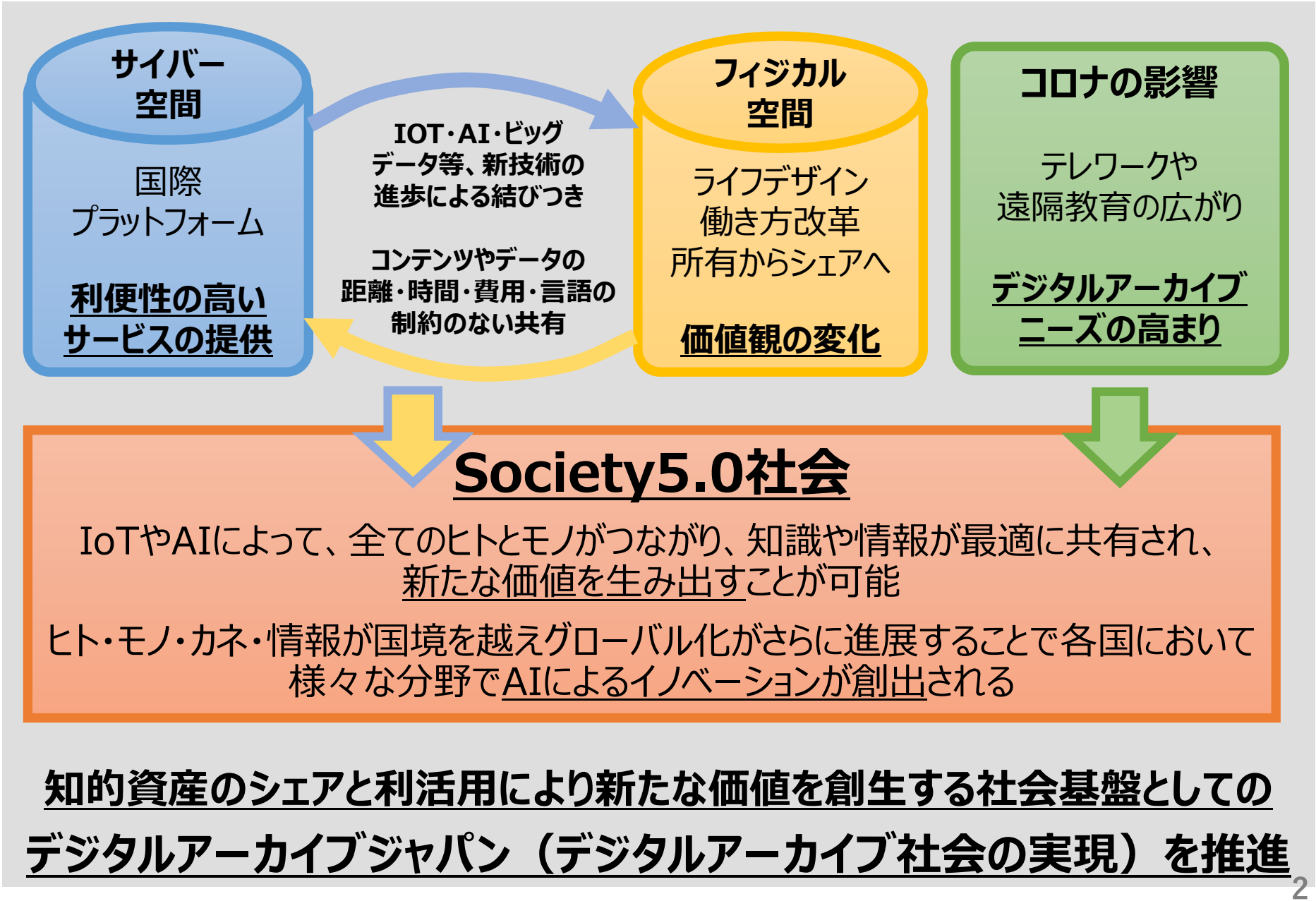
サイバー空間
国際プラットフォーム
利便性の高いサービスの提供
IOT・AI・ビッグデータ等、新技術の進歩による結びつき
コンテンツやデータの距離・時間・費用・言語の制約のない共有
フィジカル空間
ライフデザイン
働き方改革
所有からシェアへ
価値観の変化
コロナの影響
テレワークや遠隔教育の広がり
デジタルアーカイブニーズの高まり
Society5.0社会
IoTやAIによって、全てのヒトとモノがつながり、知識や情報が最適に共有され、新たな価値を生み出すことが可能
ヒト・モノ・カネ・情報が国境を越えグローバル化がさらに進展することで各国において様々な分野でAIによるイノベーションが創出される
知的資産のシェアと利活用により新たな価値を創生する社会基盤としてのデジタルアーカイブジャパン（デジタルアーカイブ社会の実現）を推進

第１章　これまでのデジタルアーカイブに関する取組

2017	2018	2019	2020
知的財産推進計画2017（2017.5）	知的財産推進計画2018（2018.6）	知的財産推進計画2019（2019.6）	知的財産推進計画2020（2020.5）
未来投資戦略2017（2017.6）	未来投資戦略2018（2018.6）		
経済財政運営と改革の基本方針2017」（骨太方針）（2017.6）	経済財政運営と改革の基本方針2018」（骨太方針）（2018.6）		
		ジャパンサーチ試験版公開（2019.2）	
我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性（2017.4）	第一次中間取りまとめ（2018.4）	第二次中間取りまとめ（2019.4）	３か年総括報告書「我が国が目指すデジタルアーカイブ社会の実現に向けて」（2020.8 ）
デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン（2017.4）	デジタルアーカイブアセスメントツール（2018.4）（2020.8改訂）	デジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示の在り方について（2019年版）（2019.4 ）	デジタルアーカイブのための長期保存ガイドライン（2020年版）（2020.8 ）
	デジタルアーカイブに関する諸外国における政策調査（2018.11 ）		

第２章　議論の背景

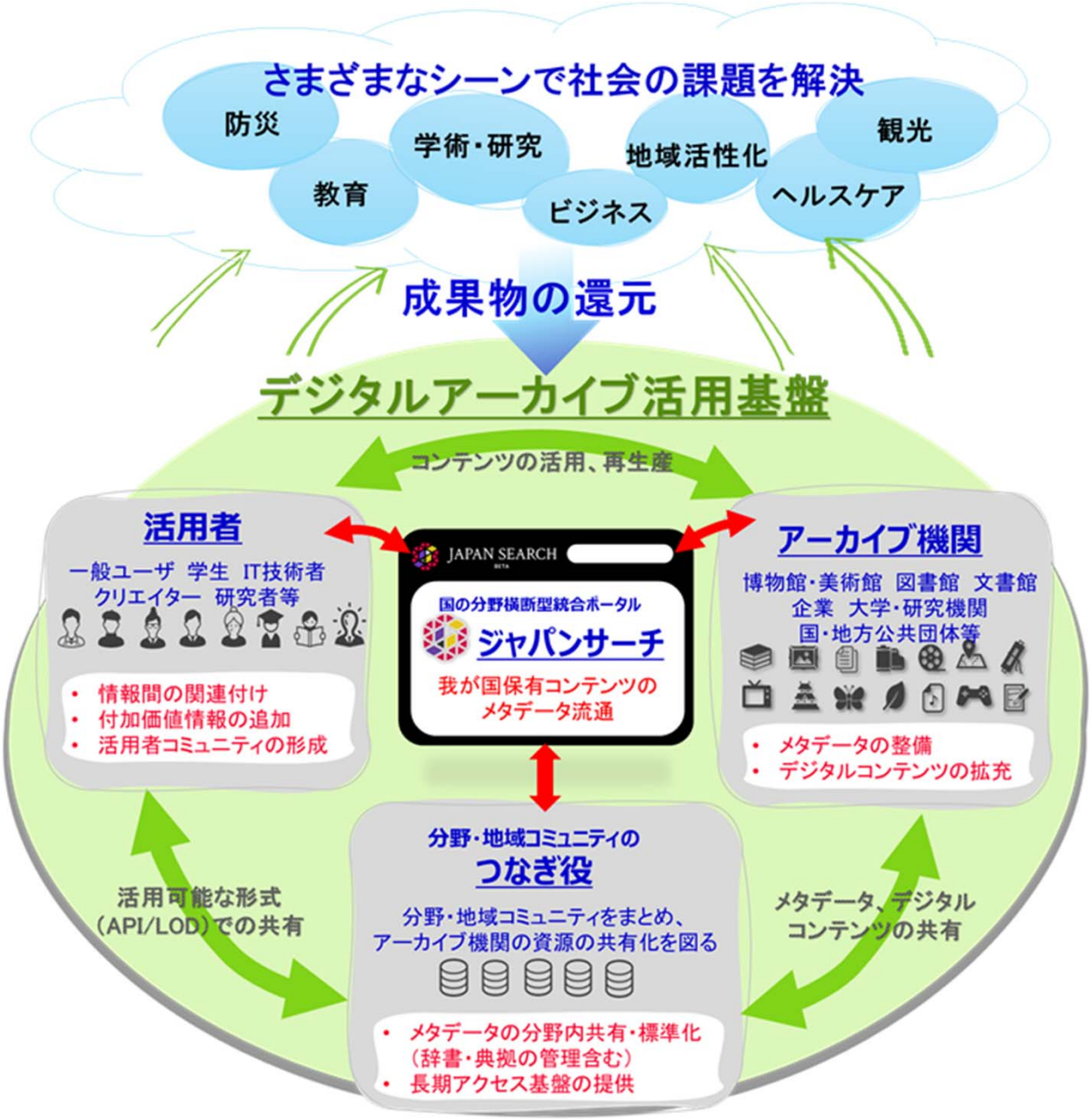

デジタルアーカイブは、社会が持つ知、文化的・歴史的資源を共有し、将来の知的活動を支える社会基盤であり、その「構築・共有」と「活用」の推進は、文化の保存・継承・発展だけでなく、コンテンツの二次的利用や国内外への情報発信の基盤となる取組。

新型コロナによりそのニーズが高まる中、我が国の多様なコンテンツのメタデータをまとめて検索できる分野横断型統合ポータルサイト「ジャパンサーチ」を通して、様々なデジタルコンテンツが、教育、地域活性化、ビジネスはじめ様々な分野で利活用されるデジタルアーカイブ社会の実現を推進することが重要。

第３章　各分野におけるデジタルアーカイブ構築の現状

書籍等分野（国立国会図書館）
- 国立国会図書館サーチ

公文書分野（国立公文書館）
- 国立公文書館デジタルアーカイブ
- アジア歴史資料センターデジタルアーカイブ

文化財分野（文化庁政策課）
- 文化遺産オンライン

文化財分野（国立美術館）
- 国立美術館所蔵作品綜合目録検索システム
- アートコモンズ

文化財分野（国立文化財機構）
- 国立博物館所蔵品統合検索システム（ColBase）

メディア芸術分野（文化庁参事官(芸術文化担当)）
- メディア芸術データベース

メディア芸術分野(国立映画アーカイブ)
- 日本アニメーション映画クラシックス
- 映像でみる明治の日本
- 所蔵映画フィルム検索システム

自然史・理工学分野（国立科学博物館）
- S-Net（サイエンスミュージアムネット）

人文学分野（人間文化研究機構）
- 統合検索システムnihulNT

放送番組分野（公益財団法人放送番組センター）
- 放送ライブラリー

放送番組分野（日本放送協会）
- NHKアーカイブス

第４章　デジタルアーカイブ社会の実現に向けた施策

デジタルアーカイブ社会とは

- デジタルアーカイブが日常的に活用され、様々な創作活動を支える社会・学術・文化の基盤となる社会
- デジタルアーカイブによって、日々生み出される様々なデータが共有され、誰でも簡単にアクセスができ、さらに日常的に利活用できるように二次利用条件が整備されていることで、誰もが新しいコンテンツを生み出せる社会

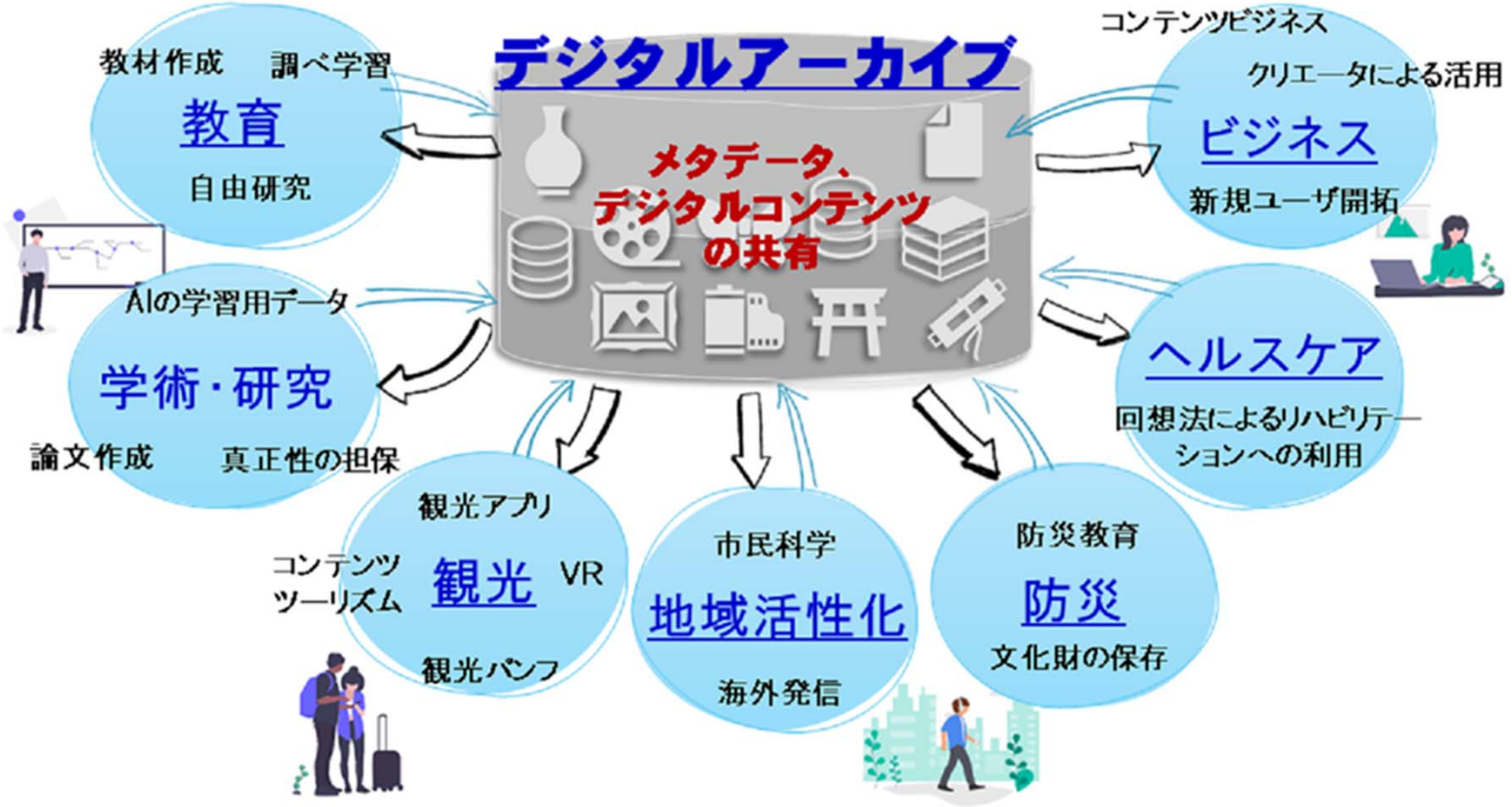

1.デジタルアーカイブ構築を推進するために

- **メタデータの整備**
  →ノウハウや人手について、行政やつなぎ役を通じた支援
- **デジタルコンテンツ拡充の必要性**
  →活用者のニーズ把握、限られたリソースでのデジタル化の優先順位の設定、最新デジタル技術の活用、記録データ観測データ等の議論
- **地域アーカイブの構築**
  →地域住民も当事者として参加する環境づくり、市町村史編纂データ等のアーカイブ促進、人材育成支援

2.長期保存の在り方

- **長期保存に係る現状の課題**
  →予算の確保、再現性の担保等
- **アーカイブ機関が行うべき取組**
  →デジタルアーカイブのための長期保存ガイドライン(2020年版)公表
- **長期保存のために必要な施策の検討**
  →人材育成支援、安定的な管理体制等、アーカイブ機関による長期保存の取組へのさまざまな支援策が必要

3.データの公開･オープン化の促進

- **データ公開・オープン化に対するインセンティブの考え方**
  →コンテンツそのものの価値・アーカイブ機関のブランド力の向上に寄与
- **公開範囲の考え方**
  →適切な公開範囲や利用条件を設定できるよう全体のシステムを構築
- **サムネイル/プレビューの公開**
  →サムネイルのインターネット公開が許諾なしで可能（平成30年著作権法改正）
- **利用条件の考え方**
  →データ提供者・利活用者双方にとってメリットとなるオープン化が必要
- **メタデータのオープン化**
  →国際的流通・活用のためCC0が望ましい
- **「デジタルコンテンツにおける望ましい二次利用条件表示の在り方について（2019年版）」の公表**

4.利活用の促進

- **日常的に利活用される環境とは**
  →市民参加型デジタルアーカイブのエコシステム（循環）の創出
- **具体的な利活用の好事例とベストプラクティスを目指して**
  →各分野において活用好事例の創出と共有が必要
  →利活用事例をSNS等のコミュニケーションツールにより広めてもらうことが重要
  →産学官での協力・連携の必要性
- **デジタルアーカイブ産学官フォーラムの開催（平成29年～）**

5.法的基盤の整備

- **平成30年著作権法改正**
  →柔軟な権利制限規定の整備、アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等
- **肖像権・プライバシー等とデジタルアーカイブ振興との調和**
  →民間の肖像権ガイドライン策定の動き等も視野に利活用を推進
- **諸外国の動きとの連動**
  →EU「デジタル単一市場における著作権指令」の採択（2019年）
  →2021年までにEEA（欧州経済領域）全域で国内法制化

6.人的基盤の整備

→アーカイブ構築に関する知識だけでなく、幅広く理解を有する人材育成について、多様な方策を検討する必要性

7.意識啓発

→デジタル情報を保存、発信していく重要性について、アーカイブ構築側、利活用側双方への広報・認識の共有が必要

8.評価の枠組みの整備

→デジタルアーカイブ化の活動を評価する新たな指標としてデジタルアーカイブアセスメントツールを開発

第5章　ジャパンサーチの構築

ジャパンサーチとは

➢ 我が国のさまざまな分野のデジタルアーカイブと連携して、我が国が保有する多様なコンテンツのメタデータをまとめて検索できる、国の分野横断型統合ポータルサイト

〈主な機能〉

- 横断検索
- テーマ別検索
- 画像検索
- ギャラリー
- マイノート
- メタデータのAPI提供

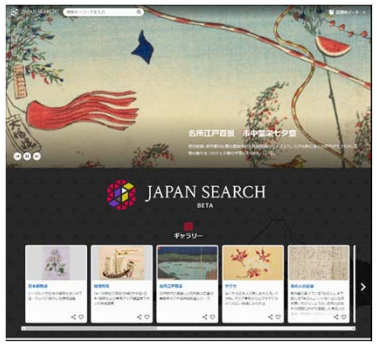

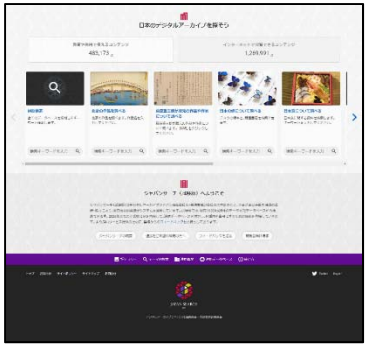

連携の方針

➢ つなぎ役を通じての連携が原則だが、以下に該当する機関との直接連携は可能

- 国の機関であり当該分野におけるコンテンツを幅広くカバーしているアーカイブ機関
- 公益に資する目的のため当該分野におけるコンテンツを幅広くカバーしているアーカイブ機関
- 唯一性・独自性の高いコンテンツ群を塊として扱う分野・地域を代表するアーカイブ機関
- その他（実務者検討委員会において適当と認められるアーカイブ機関）

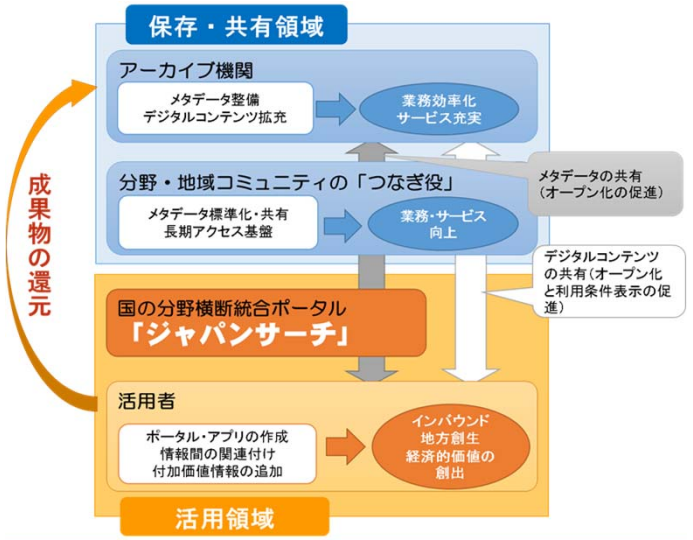

メタデータの連携及び提供の仕組み

- ジャパンサーチにデータを提供する機関の作業負担をできる限り軽減しつつ、さまざまな分野の多様なデータの利活用を可能にするため、「共通メタデータフォーマット」を策定
  - 連携フォーマット
    → 【アーカイブ機関】多種多様なメタデータをそのままの形で登録可能
  - 利活用フォーマット
    → 【利活用者】分野共通に利用可能な形に変換されたデータを利用可能

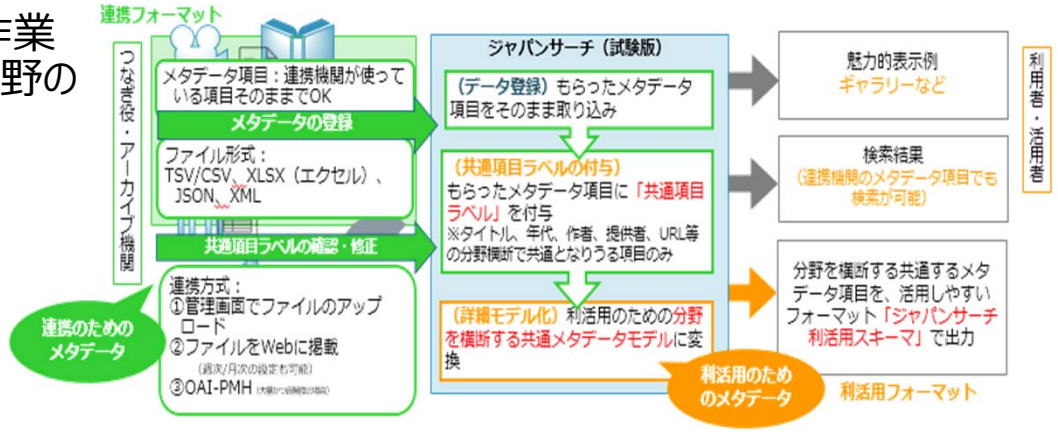

ジャパンサーチの主な課題

〈連携・つなぎ役に関する課題〉

- どこの機関がつなぎ役を担うべきか
- メタデータの集約以外に、メタデータの標準化、オープン化の推進、分野内における人的基盤の整備、法的な課題への対応等、つなぎ役が担うべき具体的な役割の明確化
- 行政が中心の産学官連携により、地域や中小規模のアーカイブ機関との役割の分担・整備と、つなぎ役の支援の促進

〈運用・運営に関する課題〉

- 広報促進、ユーザビリティ機能の更なる向上、ユーザコミュニティの育成、データセットの扱い
- 持続可能な運営体制の構築

第６章　デジタルアーカイブジャパン推進の今後について

今までの取組の成果と残された課題

- **デジタルコンテンツの拡充**
  - ●デジタル化の先進的な取組事例をジャパンサーチや産学官フォーラムを通じて共有・啓蒙を実施
  - ●デジタルアーカイブのための長期保存ガイドライン（2020年版）を取りまとめ
    ⇒パブリシティ権、個人情報保護法制への対応等は中長期的課題
- **デジタル情報資源のオープン化及び利活用のための基盤整備**
  - ●ガイドライン「デジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示の在り方について(2019年版)」の取りまとめ
    ⇒ガイドラインの普及促進によりオープン化を推進
- **デジタルアーカイブ構築及び連携を推進する仕組みづくり**
  - ●評価シート「デジタルアーカイブアセスメントツール」を策定・公開
    ⇒アーカイブ機関へのインセンティブについては今後の検討課題
- **分野横断型統合ポータルサイトの構築**
  - ●ジャパンサーチ試験版（平成31年2月）を公開、メタデータ共通フォーマットを策定
  - ●ジャパンサーチ正式版（令和2年8月）を公開
    ⇒オープンに流通可能なメタデータの提供を継続して推進
- **つなぎ役の支援**
  - ●具体的な役割がイメージしにくく、またメリットが見出だしづらい中で、連携機関は増加している
    ⇒つなぎ役の役割を明確化し、どのような支援を行うべきかについては、専門的な議論が必要
- **アーカイブ機関の人材教育支援**
  - ●幅広い知識や理解を要する人材育成には、育成環境や財政基盤等の課題がある
    ⇒デジタルアーカイブを推進する人材育成について、継続して検討が必要

今後の進め方
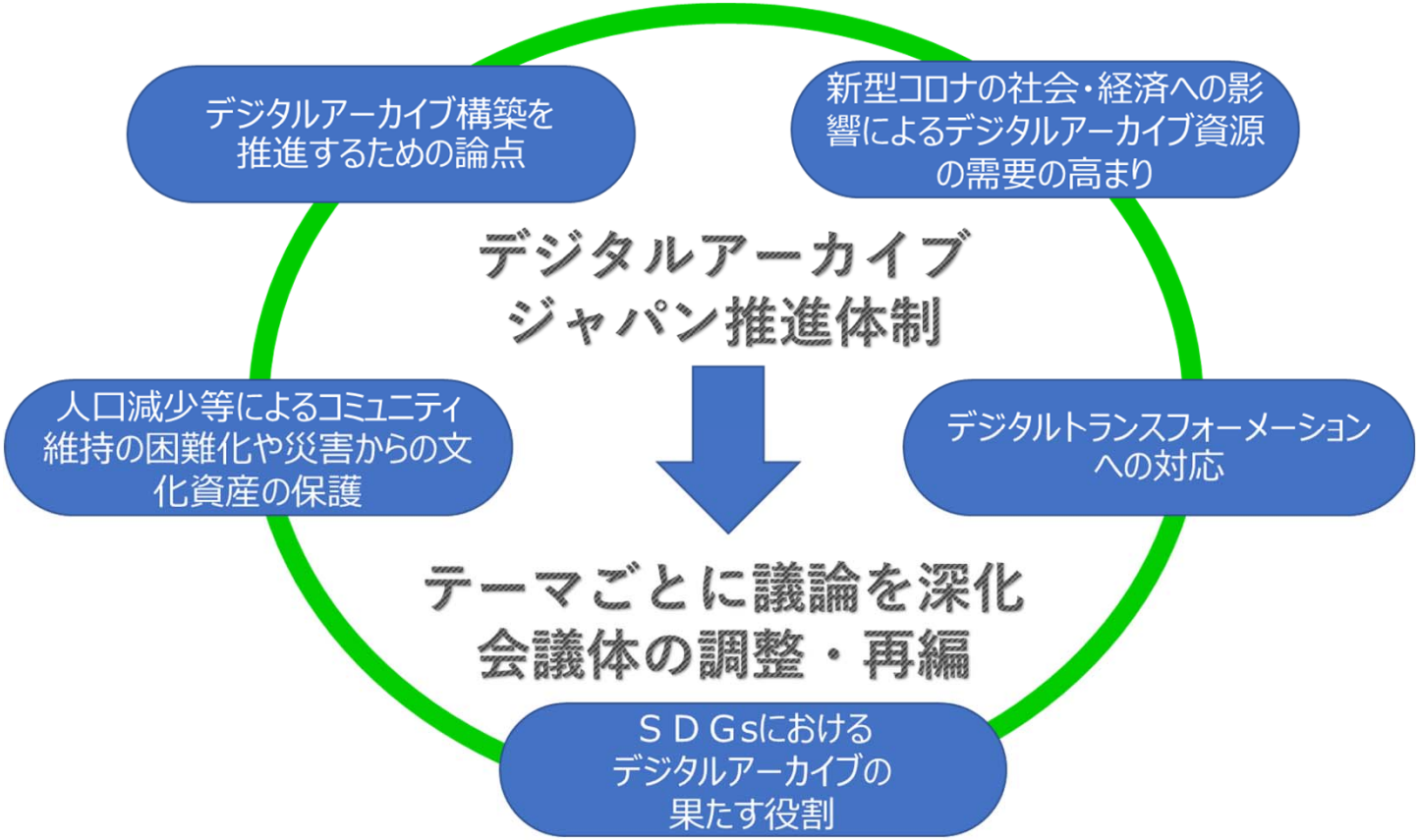
- 少子高齢化による人口減少と労働力不足等によってコミュニティ維持が困難になる可能性、震災や台風等の大災害からの文化資産の保護、デジタルトランスフォーメーションへの対応、SDGs、新型コロナウイルス等、デジタルアーカイブを取り巻く状況は大きく変化
- 利用者に直接よく見えるサービスに関する議論のみならず、デジタルアーカイブをつなぐ国レベルでの知的インフラとして、ジャパンサーチを長期にわたり維持するための議論が必要